

# 斜め横断は禁止です!



歩行者は、交差点において道路標識等により斜めに道路を横断することができることとされている場合を除き、斜めに道路を横断してはなりません。

[道路交通法第12条2項]

歩行者が道路を斜めに横断すると、道路を横断する時間や距離が長くなります。また、ドライバーから横断者の視認が遅れる原因にもなるため、大変危険です。

## 横断禁止場所での横断も禁止!

「歩行者横断禁止」の標識(右図)がある道路では、歩行者は道路を横断することはできません。

また、標識が無い場所でも、車両が停止しているか、進行中なのに関わらず、車両の直前直後を通して道路を横断してはいけません。

[道路交通法第13条]

